

○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成二十四年三月二十三日条例第九号

改正

平成三〇年 三月二〇日条例第一六号

令和 三年 三月二二日条例第九号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 基本方針（第四条）

第三章 人員に関する基準（第五条）

第四章 設備に関する基準（第六条）

第五章 運営に関する基準（第七条—第三十一条）

第六章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第三十二条—第四十二条）

第七章 雜則（第四十三条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十六条第一項並びに第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定に必要な入所定員並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(入所定員)

第三条 法第八十六条第一項の条例で定める数は、三十人以上とする。

第二章 基本方針

(基本方針)

第四条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上
- 三 介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）
 - イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すご

とに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 栄養士又は管理栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、当該年度の前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

5 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

8 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができます。

10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地

域密着型介護老人福祉施設のうち、本体施設（当該サテライト型居住施設を設置する者により設置された指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって、当該サテライト型居住施設に対する支援機能を有するものをいう。以下この項において同じ。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるものをいう。以下同じ。）の本体施設である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第四章 設備に関する基準

(設備)

第六条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする。
- ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

- イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室

- イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができます。

ロ 必要な備品を備えること。

八 廊下幅 一・八メートル以上（中廊下にあっては、二・七メートル以上）とすること。

九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第五章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十二条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十条 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(入退所)

第十一條 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要的程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者間で協議しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者に対し、円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指

定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、前二項の規定により入所者から支払を受ける利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
 - 三 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 知事が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理美容代
 - 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その便宜を受けた入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設の開設者は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第十四条 指定介護老人福祉施設の開設者は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスを、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 指定介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十五条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うとともに、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行わなければならない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。
(介護)

第十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護老人福祉施設の開設者は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、前各項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設の開設者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施

設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(機能訓練)

第十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第十八条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようしなければならない。

(緊急時等の対応)

第十八条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。

(管理者による管理)

第十九条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第二十条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章に規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十一条 計画担当介護支援専門員は、第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

三 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者に対し、円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

五 第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

六 第二十九条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。

七 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置について記録すること。
(運営規程)

第二十二条 指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十三条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、

准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第二十三条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第二十四条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十五条 指定介護老人福祉施設の開設者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の発

生及びまん延の防止のため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならぬ。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第二十七条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第二十八条 指定介護老人福祉施設の開設者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該

指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二十九条 指定介護老人福祉施設の開設者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設の開設者は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設の開設者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 指定介護老人福祉施設の開設者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合及びそれに至る危険性がある事態が生じた場合の当該事実の報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、従業者から当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を取りまとめて従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村、入所者の家族等に連絡を行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

4 第二項の事故の損害のうち、指定介護老人福祉施設の開設者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

（虐待の防止）

第三十条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（規則への委任）

第三十一条 この章に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
（この章の趣旨）

第三十二条 第二章、第四章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第三十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連續したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(設備)

第三十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室

イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を設けること。

四 廊下幅 一・八メートル以上（中廊下にあっては、二・七メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあっては、一・八メートル以上）とすることができる。

五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第二号から第五号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（利用料等の受領）

第三十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、前二項の規定により入居者から支払を受ける利

用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 知事が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その便宜を受けた入居者に負担させることが適當と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（ユニット型指定介護老人福祉施設におけるサービスの取扱方針）

第三十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして指定介護福祉施設サービスを行わなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して指定介護福祉施設サービスを行わなければならない。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者のプライバシーの確保に配慮して指定介護福祉施設サービスを行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者的心身の状況等を常に把握しながら、指定介護福祉施設サービスを適切に行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第三十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な

生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、褥瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(運営規程)

第三十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- 五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制等)

第三十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者の勤務の体制を定めるに当たつ

ては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
 - 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第四十一条 第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第七条中「第二十二条」とあるのは「第三十八条」と、第二十条第二項中「この章」とあるのは「第三十五条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する第七条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第二十一条まで、第二十三条の二及び第二十五条から第三十条の二まで」と、第二十一条中「第十五条」とあるのは「第四十一条において準用する第十五条」と、第二十一条第五号中「第十四条第五項」とあるのは「第三十六条第七項」と、

第二十一条第六号中「第二十九条第二項」とあるのは「第四十一条において準用する第二十九条第二項」と、第二十一条第七号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十一条において準用する第三十条第三項」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第四十二条 この章に定めるもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 雜則

第四十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十二年四月一日において現に存していた特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次条において同じ。）について第六条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号イ中「原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする」とあるのは「原則として四人とすること」と、同号ロ中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

第三条 平成十二年四月一日において現に存していた特別養護老人ホームの建物については、第六条第一項第七号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。

第四条 当分の間、第十三条第一項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（施行法第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

第五条 一般病床（医療法第七条第二項第五号の病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号の病床のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令

第四百十二号) 第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。) 又は療養病床(医療法第七条第二項第四号の病床をいう。以下同じ。) を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。) その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。) し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならないものとし、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、これらを同一の場所とすることができまするものとする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。) し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならないものとし、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、これらを同一の場所とすることができまするものとする。

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。) し、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第六条第一項第八号及び第三十四条第一項第四号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、一・二メートル以上(中廊下にあっては、一・六メートル以上)とする。

第八条 平成十五年四月一日以前に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けていた介護老人福祉施設であって、同日における法第八十八条第二項の規定に基づくユニット型指定介護

老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（共同生活室の床面積に関する基準を除く。）を満たしていたもののうち、同日後この条例の施行の日まで引き続きユニット型指定介護老人福祉施設として運営しているものの建物（平成十五年四月一日後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第三十四条第一号ロ（2）の規定を適用する場合においては、同号ロ（2）中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第九条 当分の間、第十三条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（以下この条において「施行法」という。）第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第十三条第三項第二号及び第三十五条第三項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、第三十五条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

第十条 平成十五年四月一日以前に法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日において建築中のものであって、同月二日以降に同号の規定による指定を受けたものを含む。以下「平成十五年前指定介護老人福祉施設」という。）であって、平成二十三年九月一日より前に施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設（以下「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」という。）であるもの（同日において現に改修、改築又は増築中であった平成十五年前指定介護老人福祉施設（第三十二条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）であって、同日後に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に該当することとなったものを含む。）のうち、同日後この条例の施行の日前まで引き続き一部ユニット型指定介護老人福祉施設として運営しているものにつ

いては、この条例の施行の日以降最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

第十一条 この条例の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設及び同日において建築中のものであって、同日後に同号の規定による指定を受けたもの（附則第二条及び附則第十条の適用があるもの並びにこの条例の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。）について、第六条第一項第一号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「原則として一人とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員は、四人を上限とする」とあるのは、「四人以下とすること」とする。

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第一六号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二二日条例第九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム条例」という。）第二条第四項及び第二十条の二、第二条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）及び第二十六条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。）第四条第四項、第三十条の二（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項、第四条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）第三条第四項、第三十一条の二（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第三項、第五条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設条例」という。）第三条第四項、第三十一条の二（新指定介護療

養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。) 及び第三十四条第三項、第六条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十七条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条、第九十条、第九十二条、第百九条、第百十八条、第百三十四条（新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条において準用する場合を含む。）、第百四十五条の三、第百五十一条、第百六十四条（新指定居宅サービス等基準条例第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百八十八条、第百九十八条、第二百九条、第二百十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。）、第七条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第三十九条の六（新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条、第九十七条、第百十三条（新指定介護予防サービス等基準条例第百二十六条において準用する場合を含む。）、第百二十九条の三、第百三十五条、第百四十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七条において準用する場合を含む。）、第百七十二条、第百八十五条、第百九十五条、第二百条及び第二百七条において準用する場合を含む。）、第八条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院条例」という。）第三条第四項、第三十条の二（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項並びに第九条の規定による改正後の社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム条例」という。）第二条第四項及び第二十二条の二（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新養護老人ホーム条例第七条、新特別養護老人ホーム条例第七条（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）及び第二十七条（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十二条及び第三十八条、新介護老人保健施設条例第二十三条及び第三十九条、新指定介護療養型医療施設条例第二十三条及び第四十一条、新指定居宅サービス等基準条例第二十二条（新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四及び第三十二条において準用する場合を

含む。)、第四十二条(新指定居宅サービス等基準条例第四十七条において準用する場合を含む。)、第六十条、第六十九条、第七十七条、第八十七条(新指定居宅サービス等基準条例第九十二条及び第百九条において準用する場合を含む。)、第百十七条、第百三十二条(新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条の三及び第百五十一条において準用する場合を含む。)、第百四十二条、第百六十二条、第百七十二条、第百八十六条、第百九十六条及び第二百七条(新指定居宅サービス等基準条例第二百十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条(新指定介護予防サービス等基準条例第四十六条において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十四条、第七十二条、第九十六条、第百十一条(新指定介護予防サービス等基準条例第百二十九条の三及び第百三十五条において準用する場合を含む。)、第百二十三条、第百四十二条、第百五十四条、第百七十条、第百八十三条及び第百九十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第二百条及び第二百七条において準用する場合を含む。)、新介護医療院条例第二十二条及び第三十八条並びに新軽費老人ホーム条例第七条(新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の二、新特別養護老人ホーム条例第十九条の二(新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条の二(新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例二十四条の二(新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条の二(新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第二十三条の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十七条の四、第三十二条、第四十三条、第四十七条、第六十一条、第七十条、第七十八条、第九十条、第九十二条、第百九条、第百十八条、第百三十四条(新指定居宅サービス等基準条例第百四十五条において準用する場合を含む。)、第百四十五条の三、第百五十一条、第百六十四条(新指定居宅サービス等基準条例第百七十四条において準用する場合を含む。)、第百八十八条、第百九十八条、第二百九条、第二百十一条及び第二百二十条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第三十九条の二(新指定介護予防サービス等

基準条例第四十六条、第五十六条、第六十五条、第七十三条、第九十七条、第百十三条（新指定介護予防サービス等基準条例第百二十六条において準用する場合を含む。）、第百二十九条の三、第百三十五条、第百四十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第百五十七条において準用する場合を含む。）、第百七十二条、第百八十五条、第百九十五条、第二百条及び第二百七条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第二十三条の二（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）並びに新軽費老人ホーム条例第十八条の二（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条第二項、新特別養護老人ホーム条例第十九条第二項（新特別養護老人ホーム条例第三十九条において準用する場合を含む。）及び第三十一条第三項（新特別養護老人ホーム条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十三条第二項及び第三十九条第三項、新介護老人保健施設条例第二十四条第二項及び第四十条第三項、新指定介護療養型医療施設条例第二十四条第二項及び第四十二条第三項、新指定居宅サービス等基準条例第八十七条の二第一項（新指定居宅サービス等基準条例第九十二条、第百九条、第百十八条、第百三十四条、第百四十五条の三、第百五十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）、第百四十三条第三項及び第百七十二条第三項、新指定介護予防サービス等基準条例第九十六条の二第一項（新指定介護予防サービス等基準条例第百十三条、第百二十九条の三、第百三十五条及び第百四十四条において準用する場合を含む。）、第百二十四条第三項及び第百五十五条第三項、新介護医療院条例第二十三条第三項及び第三十九条第四項並びに新軽費老人ホーム条例第十八条第二項（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 この条例の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設条例第三十四条第一項第一号イ（2）の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設条例第五条第一項第三号イ及び第三十九第一項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び

准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第二条の規定による改正前の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十八条第四項第一号イ(4)(二)及び第四十二条第四項第一号イ(4)(二)、第三条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十四条第一項第一号イ(3)(二)、第五条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第二項第一号イ(3)(二)、第六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第百三十七条第六項第一号イ(4)及び第七条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第百二十一条第六項第一号イ(4)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

9 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム条例第二十条第一項、新特別養護老人ホーム条例第二十三条第一項（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第三十条第一項（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第三十一条第一項（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第三十一条第一項（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第三十条第一項（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム条例第二十二条第一項（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

10 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム条例第十七条の三

第二項第三号、新特別養護老人ホーム条例第二十条の二第二項第三号（新特別養護老人ホーム条例第三十三条、第三十九条及び第四十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第二十五条の二第二項第三号（新指定介護老人福祉施設条例第四十一条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第二十六条の二第二項第三号（新介護老人保健施設条例第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第二十六条の二第二項第三号（新指定介護療養型医療施設条例第四十四条において準用する場合を含む。）、新介護医療院条例第二十五条の二第二項第三号（新介護医療院条例第四十一条において準用する場合を含む。）及び新軽費老人ホーム条例第十八条の三第二項第三号（新軽費老人ホーム条例第二十七条及び附則第八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院及び軽費老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。